

学校法人片柳学園公的研究費内部監査実施規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人片柳学園内部監査規程第4条第2項の規定に定める東京工科大学（以下「本学」という。）の公的研究費監査の実施を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項を定める。

(監査の対象)

第2条 監査の対象となる公的研究費は、東京工科大学における研究費の不正使用及び研究活動に係わる不正行為の防止に関する規程第2条第2号に定める国、地方公共団体又は独立行政法人等の公的機関から配分される競争的資金を中心とした次の各号に掲げる公募型の研究資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業（以下「科学研究費」という。）
- (2) その他の公的研究費

(監査の担当部門)

第3条 学校法人片柳学園内部監査規程第2条の規定に定める内部監査室とする。

(監査の区分)

第4条 第2条に定める公的研究費に係わる監査は、次に掲げる区分とする。

- (1) 科学研究費の通常監査
- (2) 科学研究費の特別監査
- (3) その他の公的研究費の監査
- (4) 事務部門監査
- (5) 理事長の命により実施する臨時監査

(監査の対象及び方法)

第5条 前条の監査は、次の手順で実施する。

- (1) 科学研究費の通常監査
本学に所属する研究者が研究代表者として交付を受けている研究課題数の概ね10%以上を対象とし、帳票類の突合せや質問・確認等の監査を実施する。
- (2) 科学研究費の特別監査
科学研究費の通常監査を行う研究課題のうち概ね10%以上を対象として、購入物品の納品及び使用状況、短期雇用者等の勤務実態の確認及び事実関係の厳密な確認等を含めた監査を実施する。
- (3) その他の公的研究費の監査
科学研究費を除くその他の公的研究費については、前各号に準じて監査を実施する。

(4) 事務部門監査

公的研究費の運営及び管理体制に係わる事務部門（以下「事務局」という。）の各種書類の確認及び事務局担当者へのヒアリングを実施し、不正の防止に有効な運営及び管理体制になっているのかを検証する。

(5) 理事長の命により実施する臨時監査

理事長が必要と判断したときに実施する。

(監査の実施通知)

第6条 内部監査室長は、監査の実施にあたり監査対象者及び事務局に対し、監査日程及び監査項目等を事前に通知する。

(公的研究費の運営及び管理体制に係わる事務局)

第7条 事務局は、監査資料その他監査に必要とするものを提供する。

(監査の結果報告)

第8条 内部監査室長は、監査終了後遅滞なく監査報告書を理事長及び監事に報告する。

2 内部監査室長は、監査結果を踏まえて、必要に応じて最高管理責任者である学長に対し、公的研究費の運営及び管理体制の改善を要請する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附則

この規則は、2024年8月1日から施行する。